

令和5年度
第11回高松市農業委員会定例総会
議事録

令和6年2月13日開会

高松市農業委員会

令和5年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年2月13日(火)午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 21人 (委員総数23人)

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸 (会長職務代理者第2)
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹 (会長職務代理者第1)
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 2人

- 12番 真鍋 芳治
- 16番 河田 薫

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農地係長 森 明雄
- 副主幹 古免 範彰
- 副主幹 田山 元太
- 主任主事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請
について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 農地利用集積等促進計画（案）について

議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について

議 長（会長） ただ今から令和5年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、12番真鍋委員、16番河田委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び15番藤澤委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番、2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番から3ページの7番までは、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

次のページを御覧ください。

1番は、第三者に譲渡するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。所有権移転の内容については、3条許可申請所有権4番のとおりです。

2番、3番、4番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番は、耕作目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

7番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、4条許可申請5番及び非農地証明願3番のとおりです。

8番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣の神社より、参拝客用の駐車場として利用したいとの要望があったことから、露天貸駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、納屋、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地を相続し、既存住宅の駐車スペースが手狭なことから、今回隣接地に駐車場用地を計画した際、先代が隣接農地に納屋を建築していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が111.28平方メートルあります。

3番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地を相続したところ、先代家族が、家族が増え住宅が手狭なことから、子ども部屋や車庫を増築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が168.00平方メートルあります。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地に隣接することも園が職員用駐車場を返還することとなり、代替となる駐車場の要望があったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地に隣接する農地に農機具や車両を保管する車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が950.76平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和5年8月10日付けで住宅用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、転用計画を見直し、新たに転用申請を行うため、許可の取消願があったものです。5条許可申請使用貸借4番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、議案第4号のうち、3番は、中田委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、中田委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いいたします。

事務局は、中田委員の退室を誘導してください。

<中田委員 退室>

それでは、3番について、事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

3番は、令和4年3月11日付けで、店舗兼事務用地として転用許可を受けていましたが、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ戦争の影響により、材料の調達が間に合わず、工事が中止になっていましたが、工期の調整と材料の調達に目途が立ち工事を再開するため、工事完了日を令和7年3月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件中の1件、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、3番については承認することに決定いたしました。

それでは、中田委員の入室誘導をお願いします。

<中田委員 入室>

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

田山副主幹 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番、2番を御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、平成30年9月11日付けで、住宅平屋建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、顧客の要望に対応することを目的に、宅地分譲用地に転用目的を変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和3年1月8日付けで、事務所・倉庫用地として転用許可を受け、令和3年2月10日付けで事業計画変更承認を受けていましたが、新型コロナウイルスの終息に伴い、転用計画を見直した結果、建物の棟数及び建築面積を変更し、併せて、工事完了日を令和7年12月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件中の2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、令和元年10月10日付けで、店舗用地として転用許可を受けていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金不足となったことから、事業の目途がたたないことにより、今後の転用事業の遂行が困難となったため、今回、新たな承継者が住宅を建築するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権17番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 調査委員の富本です。

今月の特別現地調査委員は、藤澤委員と、私で、本日午前中に現地調査を実施しました。

特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転1件です。

なお、本案件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては藤澤委員から報告します。

藤澤委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明します。申請地は、ことでん琴平線太田駅南東200メートルにあり、建築基準法の扱いにより、住宅が2戸以上で、共用部が無く、直接出入りできる長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地は東、南、北の三方が高松市道に面し、県道太田上町志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書 11 ページを御覧ください。

1 番は、土木建築工事の設計、監理業を営む法人が、社員の駐車場が手狭になっており、新たな駐車場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 703.79 平方メートルあります。

2 番は、土木建築工事業を営む法人の役員が、法人が使用する駐車場が不足しているため、新たに、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

3 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番の申請者は、貸駐車場経営を行い安定した所得を得たいと考え、あらたに露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 12 ページを御覧ください。

5 番は、特別議案です。

6 番は、鉄道事業を営む法人が、停車駅を新設するため、新たに、駅舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地及び第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者、県、市の3者協定に基づき、新駅建設の計画地として、都市計画上最適であると判断され、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 93.68 平方メートルあります。

議案書 13 ページを御覧ください。

7 番は、学童保育及び学習支援に関する事業を営む法人の役員が、子供の遊び場が不足しており、法人が使用する学童保育園庭を整備するため、貸学童保育園庭用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が 198.00 平方メートルあります。

8 番は、不動産業を営む法人が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公園が 13.82 平方メートルあります。

9 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 362.21 平方メートルあります。

議案書 14 ページを御覧ください。

11 番は、コンピューターのソフトウェア及びハードウェアの販売、リース業等を営む法人の役員が、法人が使用する駐車場が不足しているため、新たに、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 723.53 平方メートルあります。

12 番は、自然エネルギー発電販売業を営む法人が、申請地の隣接で保有する太陽光発電施設の管理のため、露天作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が 3,244.00 平方メートルあります。

13 番は、不動産賃貸業及び管理業務等を営む法人が、近隣にある観光スポットの利用者からの要望により、オートキャンプ場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松牟礼線も近く、交通のアクセスが良く、顧客の利用も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が 4.98 平方メートルあります。

議案書 15 ページを御覧ください。

14 番は、クレーン・リフト等の荷役業を営む法人の役員が、法人が使用する駐車場が不足しているため、新たに、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、本社も近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 25 年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

15 番は、不動産賃貸業等を営む法人が、新たに駐車場が必要な法人に貸すため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣で作業を行っている事務所からも近く、また、南側が併用地を介して、市道に面しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 584.15 平方メートルあります。

16 番は、県が施工する県道円座香南線の道路改築工事の影響により、現在、近くの歯科医院に貸している駐車場が使用できなくなるため、代替地として、新たに露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三木綾川線に接し、交通のアクセスが良く、歯科医院も近いことから、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 16 ページを御覧ください。

17 番は、現在、借家住まいで、子どもが誕生し、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番と関連しています。

18 番の申請者は、安定した事業収入を得たいと考え、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 17 ページを御覧ください。

1 番は、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者住宅事業等を営む法人が、新たに老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 163.13 平方メートルあります。

2 番も、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者住宅事業等を営む法人が、近くに老人ホームを建築するに併せて、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 18 ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 108.94 平方メートルあります。

2 番は、隣接している駐車場が手狭になり、近隣住民からも駐車場の要望があることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が 363.00 平方メートルあります。

3 番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 19 ページを御覧ください。

4 番は、現在、借家住まいで、子の誕生に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5 条許可の取消願 1 番に関連しています。

5 番は、借家住まいで、家財も増え、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道檀紙鶴市線に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在、借家住まいで、祖父母の介護が必要となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、祖父母の家からも近く、面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権17件、賃借権2件、使用貸借6件、計25件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第8号のうち、所有権8番は、赤松委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、赤松委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いいたします。

〈赤松委員 退室〉

議 長 それでは、所有権8番について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書21ページの8番を御覧ください。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

こちらの議案について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、所有権 8 番については許可することに決定いたしました。

それでは、赤松委員の入室誘導をお願いします。

〈赤松委員 入室、着席〉

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案書 20 ページを御覧ください。

1 番は、農地所有適格法人が経営縮小のため、同法人の代表取締役が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2 番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2 番、3 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、2 番は水稻を、3 番は野菜を栽培するものです。

4 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻及び麦を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知 1 番に関連しています。

5 番、6 番、7 番、9 番、10 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、5 番は水稻、6 番はビワ、7 番は野菜、9 番はミカン、10 番はブルーベリーを栽培するものです。

11 番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、果樹及び野菜を栽培するものです。

12 番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は牧草飼料を栽培するものです。農地所有適格法人の 4 つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

13 番、14 番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

15 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

16 番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜及び果物を栽培するものです。

17 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

18 番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

19 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はマメ、ネギ等を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番は昭和44年より水路として、3番は昭和57年より道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

また、2番は平成13年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

なお、3番は使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6

年1月25日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和6年2月29日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号については、異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の1ページを御覧ください。令和6年1月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページから5ページのとおり、令和6年1月12日付けで香川県知事宛に3者の採石事業者から土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は庵治町の湯谷東地区です。

6ページに位置図を付しています。

7ページ以降には土地利用計画図及び断面図等を付しています。

土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、この変更協議は採石事業期間の3年間の延長及び埋立計画の変更を行うものです。

1月26日に地区担当農業委員と担当職員で現地調査を行ったところ、開発区域の下流域に農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 11 号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 11 号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第 12 号 採石法第 33 条の 6 の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第 12 号 採石法第 33 条の 6 の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料 3 の 1 ページを御覧ください。

令和 6 年 1 月 18 日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは 2 ページから 4 ページのとおり令和 6 年 1 月 12 日付けで庵治町での事業について、香川県知事宛に 3 者の採石事業者から、採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

採石行為を行う土地の所在は高松市庵治町字湯谷東の地区で、認可申請の内容は採取期間を 3 年間延長するものです。

5 ページに位置図、6 ページ以降に利用計画及び断面図等を付しています。

本採石法による認可申請は、議案 11 号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、調査の際に採取場の下流域に農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第 12 号 採石法 33 条の 6 の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 12 号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 12 号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第 13 号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第 13 号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について御説明申しあげます。

資料 4 を御覧ください。

先月 23 日火曜日に、第 4 地区の農地利用最適化推進委員の上原勉様が三笠会長に辞任届を提出されました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第 23 条で、「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされておりますことから、今回、この場にて議案としてお諮りする次第であります。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 13 号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり異議ない旨決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 13 号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり異議ない旨決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 ア 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料 5 を御覧ください。

令和 6 年 1 月 5 日から 2 月 5 日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、12 月以前の議決分といたしまして、4 条が 0 件、5 条が 6 件、1 月議決分といたしまして、4 条が 6 件、5 条が 27 件、合計で 4 条が 6 件、5 条が 33 件です。

許可保留件数につきましては、12 月以前の議決分といたしまして、4 条が 0 件、5 条が 16 件、1 月議決分といたしまして、4 条が 0 件、5 条が 8 件、合計で 4 条が 0 件、5 条が 24 件です。

取下につきましてはございませんでした。

次に、許可保留の内容につきまして御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。まず、4 条関係ですが、許可保留案件はありませんでした。

2 ページを御覧ください。次に5条関係です。令和5年11月議決分の所有権6番、7番、14番、18番、20番、21番、23番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、法的外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。令和5年12月議決分の所有権5番、6番、8番、9番、11番、12番、19番、24番、賃借権2番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。令和6年1月議決分の所有権2番、4番、11番、15番、17番、20番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。同じく、1月議決分の賃借権2番、7番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、次に報告事項 イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について、事務局の説明を求めます。

山上事務局長 報告事項イ 「高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について」でございます。

先ほど、御審議いただきました議案第13号で、上原氏の農地利用最適化推進委員の辞任を承認いただいたことに伴い、香川地域の農地利用最適化推進委員が1名欠員となりますが、第4地区部会として、その欠員を補充したいとの意向が示されております。

そこで、任期も2年以上残っていることも踏まえて、事務局において、農地利用最適化推進委員の選任手続を進めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールといたしましては、広報高松に公募の記事を掲載する必要があり、やや時間を要しますが、新年度に入った4月上中旬にかけて推薦・公募期間とし、5月上旬に候補者評価委員会を開催して候補者を内定した上で、5月の定例総会で同意をいただいた後に、委嘱を行う予定で進めたいと考えておりますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和5年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会